

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（原子力科学研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

放射線測定設備の設置場所の変更、周辺監視区域境界の変更、原子力防災資機材の点検頻度及び保管場所の修正等を以下のとおり行いました。

2. 修正した日

令和8年3月31日

3. 協議した地方公共団体

茨城県、東海村

4. 主な修正内容

(1) 放射線測定設備の設置場所の変更

「別図－3 原子力科学研究所敷地周辺の放射線測定設備」について、J-PARCアクセス道路の整備計画に伴い、放射線測定設備（モニタリングポスト「MP－16」）の設置場所を、既設の場所より北西方向へ約50メートル移動する。

(2) 周辺監視区域境界の変更

「別図－3 原子力科学研究所敷地周辺の放射線測定設備」、「別図－4 原子力防災資機材の保管場所」、「別図－5 緊急時対策所（現地対策本部）及び事故現場指揮所」及び「別表－1 原災法に係る対象施設」について、東海第二発電所安全性向上対策工事の進捗を受けて、原子力科学研究所の周辺監視区域境界を変更する。

(3) 原子力防災資機材の点検頻度及び保管場所の修正

「別表－5(1) 原子力防災資機材」について、車両の法定点検に合わせた点検頻度への記載の修正、計測器等及びその他資機材の管理の集約に伴い、保管場所を変更する。

(4) EAL事象の見出し（項目）の修正

「別表－18 原災法第10条第1項に基づく通報基準」及び「別表－19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準」について、記載の適正化のため、「その他の脅威」（SE55及びGE55）を以下のとおり修正する。

SE55は、「＜防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生＞」を「＜その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響のおそれ＞」に修正する。

GE55は、「＜住民の避難等を開始する必要がある事象発生＞」を「＜その他原子炉施設以外に起因する事象による原子力施設への影響＞」に修正する。

以上

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(2)

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力科学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)、(2)、(3)

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(3)、(4)

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

以上